

光市水道局公告第 1 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

光市水道事業管理者

水道局長 宮 崎 英 博

記

1 件名

光市水道局庁舎清掃業務

2 業務場所

光市島田一丁目 1 7 番 1 号 光市水道局本庁舎

光市中島田三丁目 1 番 1 号 光市水道局林浄水場

3 業務期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び光市水道事業の契約に関する規程（平成 16 年光市水道局規程第 23 号）第 25 条による長期継続契約）

4 仕様書

別紙「光市水道局庁舎清掃業務仕様書」のとおり

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。(市税にあっては、法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者を含む。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 別紙「光市水道局庁舎清掃業務仕様書」に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。
- (5) この公告の日の前日までに、光市内に本社又は支店若しくは営業所を有しており、かつ、事業開始申告の手続きをしていること。
- (6) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市水道局において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市水道局における指名停止等の措置要件に該当しないこと。

6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を光市水道局業務課庶務係に持参又は郵送により提出すること。ただし、令和7年度光市水道局物品等競争入札参加資格者名簿に登録されているものについては、7の(1)のみを提出すること。
- (2) 郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期限最終日までに必着とすること。
- (3) 申請書の様式は、光市水道局のホームページからダウンロードすること。

- (4) F A Xでの提出は不可とする。
- (5) 申請書の審査後、入札参加については、令和7年7月18日（金）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をF A Xにて通知する。

7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 法人にあっては商業登記簿謄本の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
- (4) 個人にあっては身分証明書の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
- (5) 税の未納・滞納がない証明書の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
 - ア 委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
 - イ 委任があるときは、本社に係る国税並びに委任地先に係る県税及び市町村民税
- (6) 委任状（契約や請求等を本社以外で行う場合に提出のこと。）
- (7) 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (8) 暴力団排除に関する誓約書

8 申請書類提出期限

- (1) 令和7年7月17日（木）午後5時15分までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる質問書提出によること。

FAX番号 0833-72-8567 (光市水道局)

- (2) 質問書の提出期限は、令和7年7月24日(木)午後5時15分までとする。

- (3) 質問の回答は、令和7年7月25日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配布した者全員に、質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年7月28日(月)午前10時00分

- (2) 入札場所 光市水道局2階大会議室

11 入札保証金

免除

12 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に相当する消費税及び地方消費税の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、年額委託料とすること。

- (2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書は、入札時に入札執行者へ提出する。提出後の書換え、引替

え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書に記載の金額（年額委託料）が予定価格以下でかつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市水道事業の契約に関する規程（平成16年光市水道局規程第23号）の例による。

（3） その他

ア （1）及び（2）に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市水道事業の契約に関する規程の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。